

# ケガ休業・病気入院 全中連 総合補償制度

（グループ傷害保険 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、重度後遺障害保険金の追加支払対象外特約、休業療養保険金等支払特約、疾病入院医療保険金支払特約、地震・噴火・津波危険補償特約、フルタイム補償特約、業務による症状補償特約 等）

ケガ休業・病気入院 全中連総合補償制度の5つの特長



団体  
契約

団体契約なので加入者数に  
応じて多数割引が  
適用されます。



休業

ケガによる休業を  
補償します。  
(仕事中・プライベート  
ともに)



病気

病気による  
入院を  
補償します。



地震

地震による  
ケガも補償  
します。

告知  
不要

医師の診断や従業員の方からの個別の告知  
は不要です。

申込締切日

2024年

10月1日(火)

中途加入は随時受付

補償  
開始

2024年  
12月1日  
より1年間



# ケガ休業・ 病気入院プラン

(69歳までの方対象)

		Aプラン	Bプラン	Cプラン
ケガ 補償	疾病入院医療保険金(日額) (支払限度30日/要入院1泊2日以上)	10,000円	6,000円	3,000円
	休業療養保険金(日額) (30日限度)	10,000円	6,000円	3,000円
	手術療養保険金 (1事故につき1回限度)	入院中10万円/入院中以外5万円	入院中6万円/入院中以外3万円	入院中3万円/入院中以外1.5万円
	入院療養一時金 (通算入院日数8日以上)	10万円	6万円	3万円
	長期休業療養一時金 (継続休業31日以上)	部位・症状に応じて 1万円~50万円	部位・症状に応じて 1万円~50万円	部位・症状に応じて 1万円~50万円
	死亡保険金	700万円 (建設作業900万円・事務職920万円) <sup>※1</sup> 障害等級に応じて	400万円 (建設作業519万円・事務職530万円) <sup>※1</sup> 障害等級に応じて	200万円 (建設作業281万円・事務職281万円) <sup>※1</sup> 障害等級に応じて
後遺障害保険金(1級~14級)	28万円~700万円 (建設作業36万円~900万円) <sup>※1</sup> (事務職36.8万円~920万円) <sup>※1</sup>	16万円~400万円 (建設作業約20.7万円~519万円) <sup>※1</sup> (事務職21.2万円~530万円) <sup>※1</sup>	8万円~200万円 (建設作業約11.2万円~281万円) <sup>※1</sup> (事務職約11.2万円~281万円) <sup>※1</sup>	
月払掛金 <sup>※2</sup>	建設作業の方	6,800円	4,180円	2,280円
	事務・営業の方	5,950円	3,660円	1,990円

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、重度後遺障害保険金の追加支払対象外特約、休業療養保険金等支払特約、疾病入院医療保険金支払特約、地震・噴火・津波危険補償特約、フルタイム補償特約、業務による症状補償特約 等セット



# ケガ休業プラン

(80歳までの方対象)

		Dプラン <sup>※3</sup>	Eプラン <sup>※3</sup>	Fプラン
ケガ 補償	休業療養保険金(日額) (30日限度)	10,000円	6,000円	3,000円
	手術療養保険金 (1事故につき1回限度)	入院中10万円/入院中以外5万円	入院中6万円/入院中以外3万円	入院中3万円/入院中以外1.5万円
	入院療養一時金 (通算入院日数8日以上)	10万円	6万円	3万円
	長期休業療養一時金 (継続休業31日以上)	部位・症状に応じて 1万円~50万円	部位・症状に応じて 1万円~50万円	部位・症状に応じて 1万円~50万円
	死亡保険金	700万円 (建設作業826万円・事務職826万円) <sup>※1</sup> 障害等級に応じて	400万円 (建設作業472万円・事務職472万円) <sup>※1</sup> 障害等級に応じて	200万円 (建設作業252万円・事務職242万円) <sup>※1</sup> 障害等級に応じて
	後遺障害保険金(1級~14級)	28万円~700万円 (建設作業約33万円~826万円) <sup>※1</sup> (事務職約33万円~826万円) <sup>※1</sup>	16万円~400万円 (建設作業約18.8万円~472万円) <sup>※1</sup> (事務職約18.8万円~472万円) <sup>※1</sup>	8万円~200万円 (建設作業約10万円~252万円) <sup>※1</sup> (事務職約9.6万円~242万円) <sup>※1</sup>
月払掛金 <sup>※2</sup>	建設作業の方	4,320円	2,690円	1,530円
	事務・営業の方	3,470円	2,170円	1,240円

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、重度後遺障害保険金の追加支払対象外特約、休業療養保険金等支払特約、地震・噴火・津波危険補償特約、フルタイム補償特約、業務による症状補償特約 等セット

上記プランは記名式契約の1名あたりの保険料となります。

多数割引: 5%適用(保険期間開始日時点における加入被保険者数が20名以上100名未満の場合。)

※1 100名以上500名未満の場合(多数割引10%適用)は、死亡および後遺障害の保険金額は( )内に変更となります。

※2 掛金には全中連の制度運営費として月々100円が含まれます。

(注) 制度運営費とは、当該保険制度の運営に必要な事務手続費用等に充当するための費用です。

※3 D、Eプランについて継続契約は85歳まで同条件可能。86歳~89歳は休業療養保険金(日額)が5,000円(その他一時金等は日額に応じて変更)となり、その分掛金は下がります。

さらに年払だと約9%お安くなります。

掛金は加入依頼書の年払掛金表をご確認ください。

※掛金から制度運営費を除いた保険料で比較した場合のプランごとの平均であり、掛金で比較した場合と異なります。

## ☑ 補償概要

### 📎 休業療養保険金等

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、次の保険金をお支払いします。

#### 1 休業療養保険金

就業不能が開始した日から30日を限度に、就業不能期間1日につき日額をお支払いします。

#### 2 手術療養保険金

休業療養保険金がお支払われる場合で、就業不能が開始した日から30日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合に入院の有無に応じた額をお支払いします(1事故につき1回限度)

#### 3 入院療養一時金

休業療養保険金がお支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上となったときにお支払いします。

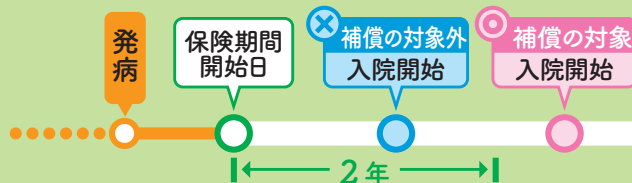
#### 4 長期休業療養一時金

休業療養保険金がお支払われる場合で、30日間継続して就業不能となり、かつ、31日目においても就業不能が継続していたときにお支払いします。

### 📎 疾病入院医療保険金

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院した場合に、30日を限度に日額をお支払いします。

[既往症について]



保険期間の開始前に発病していた病気の治療を目的とする入院は、保険金のお支払いの対象とはなりません。ただし、保険期間の開始日より前に既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

### 📎 死亡保険金

事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に亡くなった場合にお支払いします。

後遺障害保険金をお支払いした場合、その額を差し引いてお支払いします。

### 📎 後遺障害保険金

事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じた額をお支払いします。

(失明、指の切断など)

- 地震・噴火・津波危険補償特約:地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因でケガをした場合も、保険金をお支払いします。
- フルタイム補償特約:日常生活中や休暇中など、就業中以外でケガ(有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)をした場合も保険金をお支払いします。
- 業務による症状補償特約:業務に起因して生じた症状(熱射病、日射病など約款記載の症状)についても保険金をお支払いします。

## ☑ 保険金お支払い例 (Aプラン加入の場合) ※下記は想定事例です。

### 1 休業療養保険金等

作業中に脚立から落下し脊椎損傷し28日間入院。  
※71日間休業。



休業療養保険金 300,000円  
入院療養一時金 100,000円  
長期休業療養一時金 500,000円  
お支払い保険金 **900,000円**

### 2 休業療養保険金等

スノーボードで転倒し肋骨を骨折。  
※14日間休業



休業療養保険金 10,000円 × 14日  
お支払い保険金 **140,000円**

### 3 疾病入院医療保険金

脳梗塞で8日間入院。



疾病入院医療保険金日額 10,000円 × 8日  
お支払い保険金 **80,000円**

### 4 疾病入院医療保険金

狭心症により12日間入院



疾病入院医療保険金日額 10,000円 × 12日  
お支払い保険金 **120,000円**

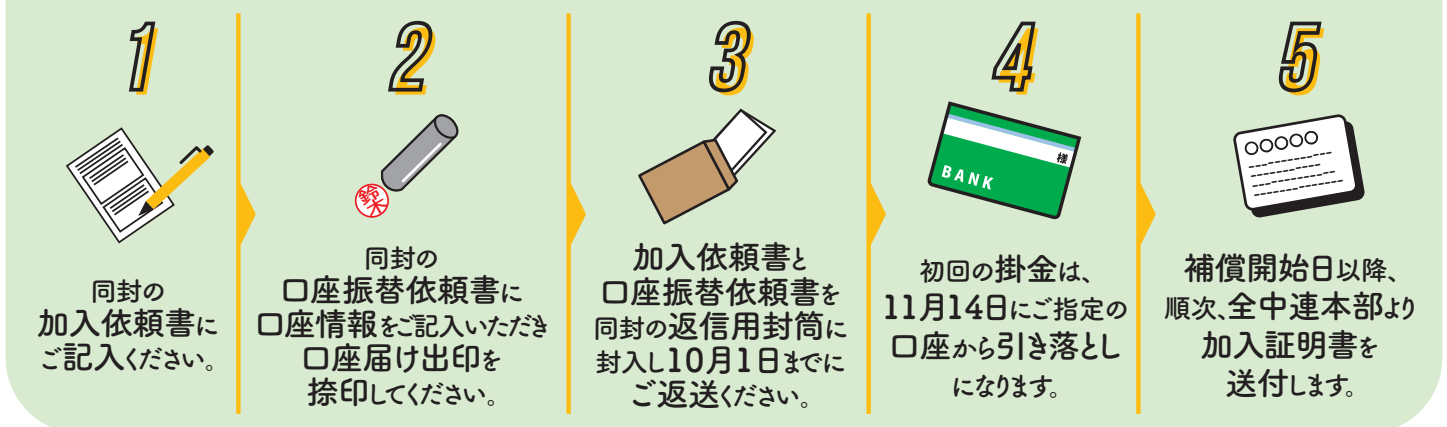


一般社団法人  
**全国中小建設工事業団体連合会**  
**全国の中小建設事業者を支援するための連合会**です。

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会(全中連)は、中小建設工事業者の経営支援を図るとともに技術・技能の向上に資する事業を行い、中小建設工事業の健全な発展に寄与することを主な目的として発足した連合会です。

会員団体とともに全国の会員事業所の経営支援のため、国の政策を中心とする経営サポート事業や建設技術の改善・向上のための事業、経営基盤安定及び福利厚生充実、中小建設事業者の地位向上と建設技能者の待遇改善を図る社会保障事業等を展開するとともに、公共の福祉の増進に寄与する事業を行っています。

**ケガ休業・病気入院 全中連総合補償制度 ご加入の手順について**



**ケガ休業・病気入院 全中連総合補償制度の加入についての注意点**

- 【1】 当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にご加入いただけません。また、団体の構成員でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。
- 【2】 法人・個人事業主のいずれもご加入が可能です。ただし、ケガ休業・病気入院プランについては2名以上の全員加入、ケガ休業プランについては1名以上の全員加入が必要となります。
- 【3】 ご加入対象者に変更があった場合については遅滞なく取扱代理店までご連絡願います。
- 【4】 掛金は毎月座振替(14日)となります。土日・祝日の場合は翌営業日となります。
- 【5】 ご契約に際しては、事前に「重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)」を必ずご覧ください。  
※重要事項説明書は全中連HP (<https://zenchuren-group.jp/>) 内をご確認ください。

●このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、パンフレットをご覧ください。下記の手続きは引受保険会社にお問い合わせください。  
 ●引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

**中途加入は随時受付しています。下記の制度運営事務局までお問い合わせください。**

**問 い 合 わ せ 先**

- 保険契約者  
 一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会(全中連)  
 〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目14-1 新々会館9階 TEL 03-5651-7301 FAX 03-6262-7494 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
- 制度運営事務局(取扱代理店)  
 株式会社セーフティゲート  
 〒921-8163 石川県金沢市横川7丁目50番1 ハナビル横川8F  
 FAX 076-220-6558 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く) **0120-969-574 通話料無料**
- 引受保険会社  
 AIG損害保険株式会社 金沢支店  
 〒920-0919 石川県金沢市南町4-60 金沢大同生命ビル2F TEL 076-222-0005 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

**事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。**

- 事故サポートセンター  
 AIG損害保険株式会社 0120-01-9016 24時間365日  
 ※事故報告の際は、契約者名「**全国中小建設工事業団体連合会**」の会員と必ずお伝えください。